

第8回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年11月10日(金)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 沖津 由藏 2番 青木 一人 3番 杉山 幸進
4番 野坂 時夫 5番 長倉 喜美男 6番 澤谷 政夫
7番 鳥山 良子 8番 秋田 孝明
5. 欠席委員氏名 9番 瀨谷 和恵
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件

報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案 第2号 非農地証明願の承認について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

議案 第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更(案)に係る意見について

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年11月1日に招集告示致しました「令和5年度 第8回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は8名で、9番 濱谷委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。なお、濱谷委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (～会長あいさつ～)

事務局長 それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

8番 秋田 孝明 委員、1番 沖津 由藏 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは1ページ及び2ページをご覧ください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。

今回は相続3件の23筆 面積75, 115㎡であります。またあっせん希望はございません。なお届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは3ページをご覧ください。報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は2件の2筆でございます。照会地はどちらも〇〇地区の〇〇〇〇方面に位置しております。両照会地は以前、非農地証明済みの土地であり、現況も山林となっております。

以上のことから非農地として回答致しました。照会地の位置図は4ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議にはいります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、まずは番号1から3について、事務局より説明及び現地調査の結果についての報告をお願い致します。

事務局 秋田 5ページをご覧ください。ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は10月25日から10月31日にかけて農地パトロールと併せて実施しましたことをご報告致します。

事務局 秋田 それでは議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の申請は4件でございます。まず5ページをご覧ください。番号1については、譲渡人が相続により所有権を取得しましたが管理をすることが困難であるため、譲受人へ売買し所有権移転するものであります。7ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇より北へ約〇〇〇m付近に位置しております。現況は、未耕作であるため取得後は耕作するむね確認済みであります。

5ページにお戻りください。次に番号2についても譲渡人が相続により所有権を取得しましたが管理することが困難であるため、譲受人へ売買し所有権移転するものであります。位置図は8ページをご覧ください。場所は、〇〇地区の〇〇〇〇〇より踏切を越えて東側斜め向かいに位置しております。現況は〇〇が作付けされておりますが、取得後も〇〇を収穫するとのことでした。続きまして、5ページの番号3について、譲渡人が農業経営をすることが困難であり、後継者もないことから譲受人へ売買し所有権移転するものであります。9ページをご覧ください。場所は〇〇地区の〇〇〇〇〇より東南へ約〇〇m付近に位置しております。現況は〇〇が作付けされておりますが、来年は〇〇を作付けするとの事です。

以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

他ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。番号1から3は許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、番号1から3は許可することに決定致します。

次に番号4についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、農業委員 〇〇〇〇委員が該当しますので審議が終了するまで、一時退席して下さい。

(～〇〇委員 一時退席～)

議長 長倉 それでは、番号4について事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 6ページをご覧ください。番号4については、元々譲受人が耕作しており今後も耕作することから売買し所有権移転するものであります。図面については10ページをご覧ください。場所は〇〇地区の〇〇〇〇より北東へ約〇〇〇m付近に位置しております。現況は〇〇が作付けされておりました。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑認めます。質疑ございませんか(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。番号4を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、番号4は原案のとおり決定致します。審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入場を認めます。

(～〇〇委員 入場～)

議長 長倉 次に議案第2号 非農地証明願の承認について、事務局より説明及び現地調査結果について報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは11ページをお願い致します。議案第2号 非農地証明願の承認について、ご説明いたします。今回の申請は6件の16筆でございます。番号11ページの番号1の1、1の2及び13ページの番号6について、こちらは図面の14ページをご覧ください。まず番号1の1、1の2及び番号6については、〇〇地区の〇〇〇〇付近に位置しております。現況は山林化しておりました。申請地は、接道もなく面積が狭いため耕作が困難であること、容易に農地へ復旧できない状態であり現況に合わせるため、地目変更を希望するものであります。

次に11ページに戻りまして、番号2の1から12ページの番号2の9についてご説明いたします。こちらの図面も14ページから16ページでございます。申請地はどちらも〇〇地区から〇〇地区にかけて広範囲に点在しております。現況は全て原野及び山林化しておりました。

事務局 秋田 申請理由についてですが、農地を全て父から子へ贈与するにあたり現況が既に非農地となっている土地があることが判明しました。したがって現況に合わせて地目変更をするものであります。

続きまして、番号3については図面17ページをご覧ください。申請地は〇〇〇地区の〇〇〇〇より、東南へ約〇〇〇m付近に位置しております。現況は土が押し固められており原野化しております。申請地は当初、付近に蔵がありその蔵へ進入するための通路として使用していたとのこと。また、面積も狭いため農地へ復旧し畑として利用することは困難と見受けられました。従って地目変更を希望するものであります。

続きまして、12ページの番号4及び13ページの番号5の2については図面18ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇より西へ約〇〇〇m付近に位置しております。現況はどちらも山林原野化しており、人の背丈ほどのかん木等が生い茂っております。現況に合わせて地目変更するものであります。

最後に番号5の1については19ページをご覧ください。申請地は〇〇地区の〇〇〇〇より北西へ約〇〇〇m付近に位置しております。現況は山林化しており、こちらも現況に合わせて地目変更するものであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

他ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 20ページをご覧ください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は1件の1筆でございます。こちらは以前基盤法の利用権設定で貸借しておりましたが、貸借期間満了により農地中間管理機構へ切替え引き続き耕作するものであります。申請地は、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇より北東へ約〇〇m付近に位置しております。農地中間管理機構では新規の契約であり、契約内容は10年間の使用貸借で畑として利用するものであります。申請地の位置図は、21ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。（質疑なし）質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定致します。

次に、議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、22ページ及び議案第4号別紙をご覧ください。議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について、ご説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に係る計画の変更について、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会へ意見を求めるものであります。今回の申請は除外1件、用途区分の変更1件となっております。

それでは産業振興課担当者より概要等の説明を致します。宜しくお願いします。

（～産業振興課 担当者より説明～）

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑応答～）

議長 長倉 他質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和5年度第8回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年11月10日(金)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 秋田 孝明 ⑩

議事録署名者 沖津 由藏 ⑩